

## 令和5年度第7回総会（月例）議事録

日 時	令和5年10月27日（金） 午前10時開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （19名）	上入來 幸一（会長） 仮屋 幸孝（会長代理） 弟子丸 宗一（運営委員） 有村 伊智博 池田 晃 岩元 節朗 上四元 正昭 園山 一則 豊留 辰男 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 枇榔 稔 福永 大悟 穂満 和廣 堀之内 薫 本多 剛 横峯 明人
欠席委員 （0名）	
事務局	事務局長 種村 主 幹 新村 支局主任 陣ヶ尾、村田、溝川、山崎、小村、児之原、吉永 専門員 内村、高山、吉満、渡邊 主 査 帖地、安樂、上崎 主 任 宮元 主 任 米倉、西、平川 技 師 井手
農政総務課	
議 題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地転用事業計画変更に関する件 3 農地法第4条許可申請に関する件 4 農地法第5条許可申請に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農地利用変更届出に関する件 7 農用地利用集積計画に関する件 8 相続税の納税猶予に関する件 9 農地利用最適化推進委員の委嘱について
報告事項	1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 相続税の納税猶予に関する件について（税務署照会） 3 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について 4 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 5 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 6 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 7 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 8 農地パトロールの結果について 9 農地法第5条許可取消申請に関する報告について

議 長	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和5年度第7回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中19人の出席で、全員の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません。私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、鳥丸委員、福永委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
-----	--

議 題	
<b>議題1. 農地法第3条許可申請に関する件</b> <b>1 ページ～4 ページ 14 件</b>	
議 長	<p>それでは、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。  まず、本局、2番委員お願いします。</p>
2 番 委 員	<p>ご報告します。  番号1号、申請理由：贈与、受贈、権利の種別：所有権移転、贈与。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、9番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。  番号2号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。  番号3号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。  この件について、補足して説明します。  譲受人は、現在の経営農地はありませんが、30年以上の耕作経験があること  から、新規就農には該当しません。  番号4号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、6番委員お願いします。</p>
6 番 委 員	<p>ご報告します。  番号5号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。  番号6号、労力不足、新規就農、所有権移転、売買。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉田、4番委員お願いします。</p>
4 番 委 員	<p>ご報告します。  番号7号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、桜島、5番委員お願いします。</p>
5 番 委 員	<p>ご報告します。  番号8号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、7番委員お願いします。</p>

7 番 委 員	<p>ご報告します。 番号9号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、3番委員お願いします。</p>
3 番 委 員	<p>ご報告します。 番号10号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 番号11号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 番号12号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 番号13号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、郡山、19番委員お願いします。</p>
10 番 委 員	<p>ご報告します。 番号14号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」14件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p><b>議題2. 農地転用事業計画変更に関する件</b> <b>5 ページ 1 件</b></p>	
議 長	<p>次に、議題2「農地転用事業計画変更に関する件」を審議します。 議題4「農地法第5条許可申請に関する件」吉野の番号11号の案件が、この事業計画変更に関連するので併せて、審議していただききたいと思います。 それでは、吉野、6番委員お願いします。</p>

6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、変更前：展示用住宅1棟118.37㎡、庭敷地等190.63㎡、変更後：一般住宅1棟123.80㎡、庭敷地等185.20㎡、申請事由：承継人が一般住宅とするもの。権利の種別：所有権移転、許可日：令和5年5月31日、許可番号：農委第0435—24号。</p> <p>9ページの第5条番号11号と関連がありますので、併せて読み上げさせていただきます。</p> <p>番号11号、用途・施設：住家1棟123.80㎡、庭敷地等185.20㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・西…宅地、南…雑種地、北…農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2「農地転用事業計画変更に関する件」1件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。</p> <p>又、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」番号11号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p><b>議題3. 農地法第4条許可申請に関する件</b></p> <p><b>6ページ 1件</b></p>	
議 長	<p>次に、議題3「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、谷山、9番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：住家1棟109.19㎡、庭敷地等365.81㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…本人田、西・北…他人田、南…農道、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3「農地法第4条許可申請に関する件」1件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p><b>議題4. 農地法第5条許可申請に関する件</b> 7ページ～11ページ 17件</p>	
議 長	<p>次に、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど吉野の1件につきましては、議題2「農地転用事業計画変更に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の16件について審議していただききたいと思います。</p> <p>まず、谷山、9番委員お願いします。</p>

9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：住家1棟67.16㎡、庭敷地等136.84㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・南…宅地、西…私道、北…農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号2号、住家1棟102.68㎡、通路84.87㎡、庭敷地等368.45㎡、東・北…宅地、西…他人田、南…農道、宅地、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、建売住宅1棟92.74㎡、庭敷地等253.26㎡、東…河川管理道路、西…他人畑、南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…河川管理道路側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号4号、庭敷地41.00㎡、東…宅地、西…渡人畑、里道、南…雑種地、北…原野、境界…ブロック積、雨水…自洗流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>譲受人の宅地内にある電柱の位置では、テレビ、インターネットの受信環境が悪いため、申請地を新たに取得し、電柱を移設する必要があるもので、転用はやむを得ないものと判断しました。</p> <p>番号5号、住家1棟86.12㎡、庭敷地等332.88㎡、東・西…他人畑、南…宅地、北…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号6号、宅地分譲2区画684.00㎡、東…他人田、西・南…農道、北…渡人田、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>これまでは市街化調整区域内における宅地分譲の転用は認めないこととされていましたが、平成31年3月29日付農林水産省からの通知により、一定要件を満たす場合は、建築条件付売地について認められるようになったものです。</p> <p>要件としましては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 土地の売買契約後、おおむね3月以内に建築請負契約を締結すること</li> <li>② 一定期間内に①の建築請負契約がなされないときには、本件の売買契約は解除されること</li> <li>③ 当該土地を建築主が販売できないと判断した場合は、譲受人自らが住宅を建築することとなっております。</li> </ol> <p>番号7号、建売住宅3棟220.23㎡、庭敷地等393.09㎡、東・南…市道、宅地、西・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、建売住宅2棟184.97㎡、庭敷地等304.03㎡、東…市道、西・南…渡人畑、北…水路、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、18番委員お願いします。

1 8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、資材置場140.00㎡、通路等8.00㎡、東・西…宅地、南…市道、北…山林、境界…コンクリート擁壁、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号10号、住家1棟95.02㎡、庭敷地等321.82㎡、東…他人田、西・北…市道、南…貸人田、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、3番委員お願いします。
3 7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、宅地分譲2区画451.00㎡、東・南…農道、西…宅地、北…水路、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>番号13号、建売住宅2棟113.86㎡、庭敷地等373.14㎡、東…私道、西・南…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号14号、クヌギ5本82.00㎡、東・南…原野、西…里道、北…市道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号15号、貸車両置場187.50㎡、転回場等139.50㎡、東・北…市道、西・南…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号16号、住家1棟103.51㎡、庭敷地等296.49㎡、東…県道、里道、西・北…他人畑、南…宅地、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、贈与。</p> <p>この件について、補足説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から北東に約5.2kmに位置する10ha以上の農地の広がりの中にある第1種農地です。</p> <p>申請人は、現在、市内で借家住まいをしておりますが、手狭になったことから、申請地を贈与で取得し、自己の住宅として転用するものです。</p> <p>申請地は、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、19番委員お願いします。
1 9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号17号、宅地分譲3区画540.31㎡、通路116.20㎡、東…市道、西・南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして 事務局から補足説明させていただきます。</p>



郡山支局	<p>補足説明をさせていただきます。</p> <p>本日の資料、報告事項の9 50ページをお開きください。</p> <p>申請地は、令和5年3月28日付け指令農委第0495-14号で許可した案件です。</p> <p>申請当時添付されていた仮換地指定通知書について、1筆が欠けた通知書が申請当事者に交付され、その通知に基づいて許可していることが判明いたしました。</p> <p>このため、3月28日付け許可を取り消し、新たに許可申請を行うものです。</p> <p>この件につきましては、郡山中央地区土地区画整理事務所長から経緯書が添付されておりますが、今後、受益者に不利益が生ずることのないよう十分な注意をもって、業務を遂行するよう申し入れを行いました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号16号は第1種、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」16件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、第1種農地である番号16号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<p><b>議題5. 非農地認定に関する件</b>  <b>12ページ～15ページ 15件</b></p>	
議長	<p>次に、議題5「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本局、2番委員お願いします。</p>
2番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：雑木・ゴキ竹自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号2号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号3号、調査結果：341-4：唐竹自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>1522：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、谷山、9番委員お願いします。</p>

9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号4号、調査結果：貸家2棟、倉庫1棟、49年経過、現況宅地。</p> <p>番号5号、調査結果：5591-1：共同住宅1棟、40年経過、現況宅地。 5859-3：共同住宅2棟、36年経過、現況宅地。</p> <p>番号6号、調査結果：杉、孟宗竹・雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号7号、調査結果：住家1棟、40年経過、現況宅地。</p> <p>番号8号、調査結果：住家1棟、62年経過、現況宅地。</p> <p>番号9号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、6番委員お願いします。
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、調査結果：住家1棟、73年経過、現況宅地。</p> <p>番号11号、調査結果：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号12号、調査結果：住家1棟、44年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、4番委員お願いします。
4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、調査結果：101-2；雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 101-4；通路として28年経過、現況道路。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、7番委員お願いします。
7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、3番委員お願いします。
3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号15号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>

議	長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5「非農地認定に関する件」15件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p><b>議題6．農地利用変更届出に関する件</b> <b>16ページ 1件</b></p>		
議	長	<p>次に、議題6「農地利用変更届出に関する件」を審議します。 それでは、郡山、19番委員お願いします。</p>
9番委員		<p>ご報告します。 番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土を行い、畑として利便性を高める。工事開始日：令和5年11月15日、工事終了日：令和6年5月14日、周囲の状況：東…水路、西…宅地、南…山林、水路、北…河川、原野、境界…土留、高さ…1.8mから3.6m、作物…ぶどう、野菜、搬入土…シラス、黒土。 以上です。</p>
議	長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6「農地利用変更届出に関する件」1件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
<p><b>議題7．農用地利用集積計画に関する件</b> <b>17ページ～25ページ 14件</b></p>		
議	長	<p>次に、議題7「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。 それでは、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>資料の17ページをご覧ください。</p> <p>「議案第7号」、令和5年10月31日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、ご説明申し上げます。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>賃貸借権6件、11筆、10,639.00㎡。使用貸借権8件、16筆、12,624㎡。合計14件、27筆、23,263.00㎡です。</p> <p>議案書の18ページから25ページは、農用地利用集積計画の内容です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p><b>議題8. 相続税の納税猶予に関する件</b></p> <p><b>26ページ～27ページ 2件</b></p>	
議長	<p>次に、議題8「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、吉野、6番委員お願いします。</p>

6 番 委 員	<p>26ページをご覧ください。</p> <p>この証明は、農地の相続が発生したとき、申告期限の翌日から20年間営農を継続することにより、相続税の支払いを一定の条件のもとに猶予又は免除する、相続税の納税猶予の申請に係るものでございます。</p> <p>この証明書の発行のため、今回継続2件の申請がありました。</p> <p>令和5年10月18日に15番委員、私、事務局職員1名の計3名で現地調査を行いましたので、その結果についてご説明申し上げます。</p> <p>番号1についてですが、相続開始年月日は令和2年1月30日、申請人は被相続人の子であり、今回が2回目の発行でございます。</p> <p>申請は令和5年10月10日に提出されました。</p> <p>今回調査いたしました特例適用農地は、全て現況畑でありまして、特例適用農地1には、硬質ハウス4連棟にバラ栽培中でした。特例適用農地2には、硬質ハウス2連棟にバラ栽培中でした。特例適用農地3には、ビニールハウス1棟にトラノオ、ドラセナ、ブドウ植付中でした。又、露地にはニラ、カボチャ、ヒバ、スイートスプリング作付中でした。</p> <p>27ページをご覧ください。</p> <p>番号2についてですが、相続開始年月日は平成22年12月20日、申請人は被相続人の子であり、今回が5回目の発行でございます。</p> <p>申請は令和5年10月10日に提出されました。</p> <p>今回調査いたしました特例適用農地は、全て現況畑でありまして、特例適用農地1から2は、続き地で、露地、ビニールハウスには、野菜が耕作されておりました。露地には、深ネギ、ゴボウ、白カブ、白菜、桜島大根作付中でした。ビニールハウス5棟あり、ハナコショウ、ワケギ、パプリカ、茄子、三つ葉、ほうれん草、菜花作付中でした。</p> <p>従いまして、各特例適用農地において、申請者が農業経営を行っていることを確認しましたので、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行については支障ないものと判断したところでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「2番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、2番委員どうぞ。</p>
2 番 委 員	<p>番号1ですが、地目は田が2筆、畑が1筆になっておりますが、2筆は田ですか。</p>
6 番 委 員	<p>元々は田でありましたが、バラ団地が開発されて、今はハウスが建っております。</p>

事務局	ここに記載してあるのは、登記地目が田ということで、現況は畑という説明をさせていただきます。
2番委員	わかりました。
議長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7「相続税の納税猶予に関する件」2件につきましては、原案どおり決定することにいたします。
<b>議題9. 農地利用最適化推進委員の委嘱について 別冊資料2</b>	
議長	次に、議題9「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を審議します。別冊資料2です。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、「農地利用最適化推進委員の委嘱について」、提案説明をいたします。別冊資料2をご覧ください。 欠員が生じた松元地区の農地利用最適化推進委員について募集を行ったところ、2人の推薦、応募がありました。 2人の候補者について、「鹿児島市農地利用最適化推進委員の選任に関する規程」第10条第1項に基づき「鹿児島市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会」に評価の意見を求めました。 評価委員会において、各候補者の評価を行ってもらい、「鹿児島市農地利用最適化推進委員の選任に関する規程」第10条第2項に基づき、資料に記載の候補者を評価意見会の意見として報告を受けております。 「鹿児島市農地利用最適化推進委員の選任に関する規程」第11条で、農業委員会は、評価委員会の意見の報告を受けた候補者について、総会に諮り、推進委員を決定するものとする、とありますので、資料に記載の推進委員1名を提案いたしますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議長	ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9「農地利用最適化推進委員の委嘱について」は、原案どおり、承認することに決定いたします。  議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。

報 告 事 項	
<b>1. 法務局から照会のあった農地等の現況について</b> <b>28ページ～33ページ 6件</b>	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、9番委員お願いします。
9 番 委 員	報告します。28ページです。 照会日：令和5年9月20日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年10月4日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、29ページです。 照会日：令和5年10月11日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年10月19日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、30ページです。 照会日：令和5年10月12日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年10月19日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、伊敷、18番委員お願いします。
1 8 番 委 員	報告します。31ページです。 照会日：令和5年9月26日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年10月6日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、吉野、6番委員お願いします。
6 番 委 員	報告します。32ページです。 照会日：令和5年10月11日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年10月19日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、松元、3番委員お願いします。
3 番 委 員	報告します。33ページです。 照会日：令和5年9月21日、現況：一部非農地、一部農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況一部非農地、一部農地である。 処理状況：令和5年10月4日 鹿児島地方法務局へ報告済。

<b>2. 相続税の納税猶予に関する件について（税務署照会）</b> <b>34ページ 1件</b>	
議 長	次に、報告事項2「相続税の納税猶予に関する件について（税務署照会）」 それでは、事務局お願いします。
事 務 局	<p>34ページをご覧ください。</p> <p>報告事項2についてですが、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況に関し、税務署照会ついて、令和5年10月18日に6番委員、15番委員、事務局職員1名の計3名で調査を行いました。</p> <p>1件4筆の全てについて、自らが所有し自ら農地等として使用している。野菜作付中である。</p> <p>令和5年10月26日に鹿児島税務署へ報告済みです。</p> <p>以上です。</p>
<b>3. 国土利用計画法による届出土地に関する調書について</b> <b>35ページ 1件</b>	
議 長	次に、報告事項3「国土利用計画法による届出・土地に関する調書について」 それでは、松元、事務局お願いします。
松 元 支 局	<p>この件につきまして、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>35ページです。</p> <p>この調書は、都市計画区域内の5,000㎡以上の土地の売買であるため、申請人から本市の土地利用調整課へ、国土利用計画法の規定による届出書が9月28日に提出されました。</p> <p>申請地が農地であったことから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものです。</p> <p>表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在6筆は記載のとおりであり、地目別面積は（畑）4,902.00㎡、転用目的は鉄筋平屋建て倉庫1棟です。</p> <p>次に「2 農地の区分等」ですが、申請地は、第3種農地に該当します。</p> <p>次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」ですが、農業振興地域外及び農用地区域外です。</p> <p>「その他の土地利用計画との関係」ですが、「届出地は、農地が含まれているため。転用の際には農地法第5条に基づく許可が必要です。計画利用面積が3,000㎡を超えるため、県常設委員会において審議する案件です。」と土地利用調整課へ10月10日に回答したところです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>



<p>4. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 36ページ～38ページ 15件</p>	
<p>5. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 39ページ～47ページ 22件</p>	
<p>6. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 48ページ～49ページ 4件</p>	
議 長	<p>次に、報告事項4「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項5「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項6「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>36ページをお開き下さい。 報告事項4 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は15件です。 登記地目別では、田16筆、9,175.00㎡、畑35筆、21,760.91㎡となっております。取得した事由別数は、相続が15件。権利の種別は、所有権が15件。農業委員会によるあっせん等は、有が1件、無が14件となっております。 37ページから38ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>次に、39ページをお開き下さい。 報告事項5 農地法第4条・5条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。 転用目的別では、第4条関係では、多い順に一般住宅が3件、その他が2件、合計5件となっております。 第5条関係では、多い順に一般住宅が10件、その他が3件、共同住宅、駐車場、視座置場、店舗等が各1件、合計17件となっております。 40ページから41ページは、4条関係5件、42ページから48ページは、5条関係17件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>次に、48ページから49ページをお開き下さい。 報告事項6 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告についてです。 喜入地区で1件、松元地区で3件、合意解約の通知が出ております。 お目通しをお願いいたします。</p>

<b>7. 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について</b> <b>別冊資料3 86件</b>	
議 長	次に、報告事項7「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について それでは、事務局の報告をお願いします。
事 務 局	報告事項7「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」報告いたします。 別冊資料3をご覧ください。 先月の地区推進協議会等で計86筆の非農地判断を実施して頂いております。 実施結果に基づきまして、関係部署及び備考欄の通知日に所有者へ通知書を送付して頂いております。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。
<b>8. 農地パトロールの結果について</b> <b>別冊資料4</b>	
議 長	次に、報告事項8「農地パトロールの結果について」 それでは、事務局の報告をお願いします。
事 務 局	別冊資料4です。8月から9月に実施しました農地パトロールの結果の報告でございます。 1ページ、2ページが、農地パトロールの結果で、無断転用はなしという報告をされております。 3ページ、4ページにつきましては、農地利用変更届出の案件につきまして、現地確認をしていただいております。 報告内容については、お目通しください。 以上です。
<b>9. 農地法第5条許可取消申請に関する報告について</b> <b>50ページ</b>	
議 長	次に、報告事項9「農地法第5条許可取消申請に関する報告について」ですが、議題4と併せて報告が済んでおります。

議 長	<p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前10時45分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はありませんか。</p>
事 務 局	<p>・令和5年度第8回総会（月例）開催日時は、 11月28日（火）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室 です。</p>
事 務 局	<p>11時から、農地利用意向調査の説明会を行います。 その前に、今回の総会で承認されました、新しい推進委員の方への委嘱式を行います。その後に説明会を行います。 準備をいたしますのでしばらくお待ちください。</p>
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前10時50分）</p>